平成２２年（フ）第２６６１号
札幌市豊平区月寒東４条17丁目16番14号
債務者　大高富士子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３８号
愛知県刈谷市高松町５丁目38番地
債務者　岩下　忠功
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平林　奈純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月27日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２５２６号
札幌市東区北９条東12丁目２番15号
債務者　松岡　恭子（旧姓小泉）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺麻里衣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８０２号
北海道江別市豊幌美咲町40番地の５
債務者　渡邊　由香（旧姓木城）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月21日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２７号
静岡市清水区興津東町1346番地、前住所静岡市清水区八木間町391番地の７　プロスパーコート梅島201号
債務者　近藤　　峰
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　絵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６２３号
滋賀県近江八幡市北之庄町1178番地２、前住所京都市左京区吉田河原町14番地　エル・パークスクエア京都鴨川203号
債務者　道城デイビッド真人
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　博隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４８２号
金沢市大野町４丁目甲18番地
債務者　松下建築工房こと　松下　　悟
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中出　健作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４４号
広島県庄原市西本町２丁目２番22号、前住所広島県庄原市東本町３丁目４番40号
債務者　焼肉源氣こと　中村　百美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　剛志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第２３１５号
福岡県糟屋郡志免町大字南里11番地６　アクエルド305号、住民票上の住所福岡県遠賀郡遠賀町島門20番６号
債務者　川下　研一
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３８３号
愛知県一宮市浅井町江森字西出先37番地
債務者　江﨑　孔美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３８７号
愛知県一宮市大和町馬引字西出57番地１
債務者　西岡絵里奈
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４５１号
北海道北斗市中央１丁目２番29号
債務者　柄澤　正明
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４６２号
北海道茅部郡鹿部町字宮浜238番地１
債務者　川村　豊三
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２２６号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2760番地５
債務者　星野　　薫
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２３２号
群馬県邑楽郡大泉町大字古海甲612番地の１
債務者　柴崎　正浩
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１５４号
岐阜県大垣市郭町東２丁目10番地大新ビル４Ｆ南号
債務者　小下　町子（旧姓多和田・服部）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
岐阜県大垣市笠木町280番地６
債務者　田邊　拓真
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係